

## アートホール神戸利用規約

### 第1条（目的）

個人、グループ、団体の美術作品（絵画・工芸・彫刻・書道およびこれらに準じるもの）を展示し、会員および地域社会の文化向上に貢献します。

### 第2条（申し込み）

利用者は、「使用申込書」に必要事項を記入し、利用申し込みをします。利用申し込みは利用の2年前から受け付けできます。

また、申し込みと同時に別途定める予約金 30,000 円又は全額（1日単位の場合）を納入してください。

### 第3条（利用期間および時間）

利用期間と時間、搬入・搬出は、次のとおりです。

利用期間	単位	休廊	利用時間	搬入	搬出
A 期間 4月～12月	6日単位 (木～火曜日)	水曜日	10時～18時 最終日 16時まで	水曜日 17時までに完了	最終日 17時までに完了
B 期間 1月～3月	1日利用	—	10時～16時	利用日前日 17時までに完了	利用日当日 17時までに完了
	2日以上利用		10時～18時 最終日 16時まで	平日に限る	最終日 17時までに完了

### 第4条（利用料金）

利用料金については、次のとおりです。

利用期間	単位	利用料金（一般）	利用料金（会員）	予約金
A 期間 4月～12月	6日単位 (木～火曜日)	210,000円（税別）	105,000円（税別）	30,000円
B 期間 1月～3月	1日単位（平日）	24,500円（税別）	12,250円（税別）	全額
	1日単位（土・日・祝）	35,000円（税別）	17,500円（税別）	全額
	6日単位	147,000円（税別）	73,500円（税別）	30,000円

- (1) 会場を分割して2つの個展やグループ展で使用する場合の利用料金は、A期間の場合はそれぞれ6日間1単位 110,000円（税別）、B期間の場合はそれぞれ6日間1単位 75,000円（税別）です。また分割して、1つの個展やグループ展で使用する場合の利用料金は、上記料金に 30,000円（税別）の割り増し料金が付加されます。
- (2) 申し込みの際には、各利用期間に応じ予約金を納入してください。予約金は利用料金に充当します。残金は、利用日の3カ月前までに納入してください。

- (3) 6日単位で利用の場合、1年前のご予約と予約金納入が条件となり、早期割引の適用が受けられます。割引金額は、利用料金より10,000円(税別)となります。
- (4) 会員料金については申込または代表者が現職・退職会員と確認できる場合適用する。

#### 第5条 (キャンセル)

利用申し込み後、利用者の都合による取り消しは、理由を問わず、次のとおりです。

- (1) 予約金は返金しません。
- (2) 利用日の6カ月前から残額を納入していただきます。

#### 第6条 (禁止事項)

1 次の行為を禁止します。

- (1) 営利を目的とした販売などの行為。ただし、展覧会主催の個人、グループ、団体の作品および図録、ポスター、絵はがき等の販売は除く。
- (2) 政治・思想・宗教的活動またはそれらに類する行為。
- (3) 騒音、異臭を放つなど他人に不快感を与える行為。
- (4) 誹謗(ひぼう)、中傷、その他公序良俗に反する行為。
- (5) その他法令に反すると認められる行為。
- (6) ホール内での飲食や喫煙。ただし、控室での飲食は可能。
- (7) 申込時の利用目的と異なった利用や、利用権の転貸・譲渡。

2 利用者が禁止事項を行ったと認められる時は、直ちに利用を中止します。その際、利用料金は返金しません。

#### 第7条 (管理及び保全)

会場の管理及び保全については、次のとおりです。

- (1) ホールの開閉は、当会が行います。
- (2) 利用者は、利用期間中、受付に常時人員を配置してください。
- (3) 利用時間内の展示作品及び施設・備品は、全て利用者の責任で管理してください。
- (4) 火災・盗難・不慮の事故・災害などによる損害は、当会は一切その責任を負いません。
- (5) 搬入、展示、搬出は利用者が行ってください。
- (6) 搬出時には、施設・備品などを原状復帰してください。
- (7) 利用期間内に施設・備品などを破損・汚損・紛失した場合は、利用者に損害を弁償していただきます。
- (8) 壁面への釘(くぎ)の打ち込み、粘着テープなど破損の原因になるものは使用できません。
- (9) ホール備え付け以外の道具を持ち込む場合は、あらかじめお知らせください。

#### 第8条（広報）

当学校厚生会の会員向け情報誌「ふれあい」と情報サイト「スマイルポート」に展覧会の開催案内を掲載します。また、当会が契約している情報誌、情報サイトにも展覧会名・開催日などを掲載することがあります。利用日の2カ月前までに案内ハガキ、参考写真、資料などを当ホールに提出してください。

#### 第9条（備品）

当ホールに、ワイヤーフック、スポット、展示台、受付台、イス、案内板、給湯用キッチン、什器類を備えています。

#### 第10条（その他）

この利用規約にない事項については別途定めます。

#### （附 則）

この利用規約は、2014年8月1日から実施します。

#### （附 則）

この利用規約は、2020年4月1日から実施します。